

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書について

宮城県廃棄物対策課
宮城県各保健所（支所）

○次の場合には軽微変更等届出書の提出が必要です。

変更後、遅滞なく、「軽微変更等届出書」（県規則様式第9号）に必要書類を添付の上、提出してください。

	変更事項	添付書類	備考
△軽微な変更	処理能力の変更	処理能力の算定根拠を示す書類	<ul style="list-style-type: none"> ・10パーセント以上の増大は変更許可が必要です。 ・10パーセント未満の変更であっても、生活環境への負荷を増大させるもの等は変更許可が必要です。
	構造の変更	当該施設の変更前後の構造を明らかにする平面図、断面図、構造図等	<ul style="list-style-type: none"> ・変更点を明確に示してください。 ・施設の種類と変更する設備により、変更許可が必要となる場合があります。
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	氏名又は名称	(個人の場合) ①住民票の写しの原本 ※ (法人の場合) ①履歴事項全部証明書 ②定款又は寄附行為の写し	
	住所	①(個人の場合)：住民票の写しの原本 ※ (法人の場合)：履歴事項全部証明書 ②位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・変更事項を閉鎖してある場合は、閉鎖事項全部証明書も併せて添付してください。
	法人の組織 合名会社→合資会社 有限会社→株式会社 など	①履歴事項全部証明書 ②定款又は寄付行為の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・個人→法人、合資会社→有限会社の変更の場合は、新たに許可が必要です。
	法人の代表者	①履歴事項全部証明書 ②(代表者が新たに法人役員に就任した者である場合)住民票の写しの原本 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧一覧表を添付してください。(辞任、就任等を明示したもの)
△規則第5条の4に掲げる事項(第6号関係を除く。)	(ごみ処理施設) 処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法	①変更前後の処分方法を記載した書類 ②処分方法の変更により新たに設置される設備等がある場合は、その平面図、立面図、断面図、構造図等	
	(し尿処理施設の場合) 汚泥等の処分方法	変更後の処分方法を記載した書類	
	(最終処分場の場合) 埋立処分計画及び災害防止のための計画	変更後の計画を記載した書類	
	搬入搬出の時間及び方法に関する事項	変更後の搬入搬出の時間及び方法を記載した書類	
規則第5条の4第6号に掲げる事項	法定代理人、法人の役員(役員その他法人に支配力を有する者も含む)、5%株主、使用人など	①履歴事項全部証明書 ②(新たに該当することとなった者のみ)住民票の写しの原本 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧一覧表を添付してください。(辞任、就任等を明示したもの)

注意) 公的機関発行の書類については、三ヶ月以内に発行された原本の提出をお願いします。

△の付いている事項に係る提出書類はできる限り図、表等を利用することとしてください。

※ 住民票の写しの原本は、本籍地記載のもので、外国人にあっては国籍の記載があるものを提出してください。また、マイナンバーの記載は不要です。マイナンバー記載のものを提出された場合は、受理することができませんので、十分にご注意ください。